

## 防府市母子健康診査等受診料助成要綱

令和3年8月1日制定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法第141号。以下「法」という。）第12条及び第13条の規定により本市が実施する妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査及び新生児の聴覚検査（以下「母子健診等」という。）の対象となる者が、市と医療機関又は助産所（以下「医療機関等」という。）とで締結した母子健診等の委託契約によらず母子健診等を受けた場合の費用（以下「母子健診等受診料」という。）の助成について、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象母子健診等)

第2条 母子健診等受診料の助成の対象となる母子健診等は次のとおりとする。ただし、健康診査の内容については、この限りでない。

- (1) 防府市妊婦健康診査実施要綱第4条に規定する妊婦健康診査
- (2) 防府市産婦健康診査実施要綱第4条に規定する産婦健康診査
- (3) 防府市乳児等健康診査実施要綱第4条に規定する乳幼児健康診査
- (4) 防府市新生児聴覚検査事業実施要綱第3条及び第5条に規定する新生児聴覚検査

2 前項の規定にかかわらず、市長が助成の対象とすることが適当と特に認められる場合は、母子健診等受診料の助成の対象とすることができる。

### (助成対象者)

第3条 母子健診等受診料の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、母子健診等を受けた者及びその配偶者又はその保護者（法第2条第7項に規定する保護者をいう。）とする。

### (申請及び交付)

第4条 助成対象者は、母子健診等が実施された最終日の翌日から1年を経過するまでに防府市母子健康診査等受診料助成金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 医療機関等が発行した領収書又はその写し
- (2) 医師又は助産師が署名又は記名した受診票。ただし、受診票の提出が

困難な事情がある場合は、受診票と同等の記載がある書類をもって受診票に代えることができる。

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、適當と認めるときは、予算の範囲で助成金の交付を決定し、防府市母子健診等受診料助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により助成金の交付を申請した者に通知するものとする。

（助成金の額）

第5条 前条第2項に規定する助成金の額は、当該母子健診等が実施された日において市と医療機関等とで締結している委託契約の委託料の額を限度とする。

（助成金の返還）

第6条 市長は、健康診査受診料の助成を受けた者が、虚偽その他不正の手段により助成を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月1日から施行し、令和3年4月1日以降に実施された母子健診等に要する費用について適用する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の防府市妊婦・乳幼児健康診査受診料助成要綱及び防府市産婦健康診査受診料助成要綱及び防府市新生児聴覚検査料助成要綱に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 廃止前の防府市妊婦・乳幼児健康診査受診料助成要綱様式及び防府市産婦健康診査受診料助成要綱様式及び防府市新生児聴覚検査料助成要綱様式は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。
- 2 改正前の防府市母子健康診査等受診料助成要綱様式は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別記第1号様式

## 防府市母子健康診査等受診料助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 郵便番号 —————  
 住 所 —————  
 氏 名 —————  
 受診者との縫柄 本人・配偶者・保護者・その他  
 電話番号 —————

防府市母子健康診査等受診料助成要綱第4条の規定に基づき、次のとおり助成金の交付を申請します。

受診者 (妊娠、産婦)	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	氏 名	生年月日	年	月 日
受診者 (乳児、幼児、新生児)	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	氏 名	生年月日	年	月 日
健診等名  ※受診したものをおいて聞うこと	妊娠一般健康診査			
	1回目分	2回目分	3回目分	4回目分
	6回目分	7回目分	8回目分	9回目分
	11回目分	12回目分	13回目分	14回目分
	ラジオ抗原検査			
	多胎妊娠健康診査			
	1回目分	2回目分	3回目分	4回目分
	産婦健康診査			
	産後2週間・産後1か月			
	乳児一般健康診査			
1か月児・3か月児・7か月児				
幼児健康診査				
1歳6か月児・3歳児				
新生児聴覚検査				
その他( )				
受診年月日 (最後に受けた健診等の日)	年	月	日	受診費用 円
振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 協同組合		支店 支所 出銀所
	口座番号	口座種別	普通・当座	
	口座名義人 ※カタカナで記入	※申請者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要です		

添付書類 1. 振込書又はその写し

2. 受診票(医師又は助産師が署名又は記名したもの)

※受診票の添付が困難な事情のある場合は、受診票と同等の記載がある書類

3. その他市長が必要と認める書類

別記第2号様式

第  号  
年  月  日

(申請者)  
様

防府市長

印

防府市母子健康診査等受診料助成金交付決定通知書

年  月  日付けで申請のあった防府市母子健康診査等受診料助成金について、  
下記のとおり交付することを決定したので、防府市母子健康診査等受診料助成要綱第4条第2項の  
規定により通知します。

記

助成交付決定額	円
---------	---

【内訳】

--